

甲府市告示第631号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年10月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務

2 業務概要

この事業は、死亡後の手続きに関する情報を分かりやすく遺族等に提供するため、おくやみ関連情報を一冊にまとめた冊子である「おくやみハンドブック」を甲府市と民間事業者が協働で発行する。

3 業務内容

「甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務に関する仕様書」のとおり

4 協定期間

協定締結日から令和13年3月31日まで

5 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) おくやみ窓口業務についてその趣旨を十分に理解しており、令和5年度以降に自治体のおくやみハンドブック（またはそれに類似するもの）の提供の実績を有し、事業を適切に実施できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。

6 手続等

- (1) 企画提案実施要領、仕様書等を本市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出先については、企画提案実施要領を参照すること。

7 連絡先

甲府市市民部市民総室市民課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目１８番１号

TEL：０５５－２３７－５３３７（直通）

FAX：０５５－２３７－１１４８

E-mail：sssimin@city.kofu.lg.jp